平成２３年（フ）第３９０１号
東京都板橋区富士見町33―11　更生施設ふじみ、最後の住民票上の住所東京都台東区根岸１丁目５―16―809　ライオンズマンション鶯谷第３
破産者　池田　弘子
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４５４号
長野県千曲市上山田温泉２―35―24、住民票上の住所東京都足立区椿１丁目４―７
破産者　大出美穂子
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４２２号
東京都江戸川区北小岩２丁目38―７―101
破産者　山崎　友幸
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３５号
埼玉県蕨市中央７丁目13番７号
破産者　和光ラインシステム有限会社
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
千葉県柏市逆井藤ノ台11番地の７
破産者　秋本　義宏
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７７２号
千葉県松戸市金ケ作418番地の１
破産者　生繁　吉充
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７９０号
千葉県松戸市常磐平４丁目17番地　常磐平公団住宅Ｅ街区18棟306号、開始決定時千葉県松戸市松飛台536番地の６
破産者　廣川　英司
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１５６号
千葉県松戸市八ケ崎６丁目７番地の14
破産者　澤田　　隆
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２３９号
千葉県流山市松ケ丘２丁目330番地の110
破産者　株式会社クライムフリー
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２４０号
千葉県我孫子市我孫子１丁目14番２号
破産者　加藤　幸夫
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９４８号
東京都江東区古石場２―２―９、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区月島２丁目10番10号
破産者　株式会社大徳
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５４９号
東京都練馬区南田中４丁目22―10
破産者　南　伊欧里
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８０８号
東京都新宿区西落合１―５―８―201、住民票上の住所東京都新宿区西新宿６丁目15―１―2607
破産者　中野　賢一
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３００６号
神奈川県横浜市中区元浜町２丁目13―１―605
破産者　リチャードこと　スカグリアリーニ　リチャード
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８０７号
東京都荒川区西日暮里１丁目７―２
破産者　竹内羽里美
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２２号
東京都福生市加美平３丁目６番地10
破産者　株式会社アートホーム
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８０８号
東京都八王子市上川町4011番１の１
破産者　株式会社多摩パーツ工業
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１２５号
東京都八王子市川口町1609番地18上甲方、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市川口町1540番地48
破産者　宮崎　恒博
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８８０４号
熊本県玉名郡南関町関村1556番地セキアヒルズ
破産者　株式会社デックインターナショナル
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８４４号
大阪市中央区南本町３丁目２番16号
破産者　有限会社アイエム企画
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８号
大阪市中央区谷町３丁目２番２号
破産者　株式会社ＧＳコーポレーション
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部